

# 申込確認書（入所申請時用）

～下記の内容について入所申請前に必ず確認し、入所後もお手元に保管ください～

## 《入所申請前に》

**希望保育施設へは、あらかじめすべての施設へ見学をお願いいたします。**

保育施設ごとに開所時間、延長保育時間、保育料以外の諸費用等が異なります。必ず保育施設へご確認ください。

（お子さまの障がい、疾病、食べ物アレルギー等がある場合は、希望保育施設の対応可否についても必ずご確認ください）

※施設へのお見学、またはお問合せなく入所が内定した場合、集団生活における安全面等から、内定取り消しになる場合があります。

## 《入所選考について》

入所決定は選考により行われ、保育の必要性の高いお子さまから入所が決定します。募集人員に対して申請者が多数いる場合については、入所できないこともありますので、見学していただいたうえで複数の施設の希望をご検討ください。なお、希望保育施設は、通所可能な保育施設を入所したい順番で記入してください。（6施設以上も可能。）また、入所できなかった場合の方策についてもあらかじめご検討いただきますようお願いいたします。

必要書類は、締切日までに全て揃えて提出してください。不足書類がある場合は、期限までにご提出いただいた書類に基づいた点数により入所選考を行います。また、提出された書類はお返しいたしかねますので、必要なものは事前にコピーをおとりください。

入所申請時の「保育が必要な状況（就労・疾病・就学その他の状況）」は、原則として、入所後も継続することが必要です。変更が生じた場合は、必ず**変更届**と**保育が必要な状況が確認できる書類**を提出してください。

ご提出していただいた就労証明書等の書類に、虚偽の内容が判明した場合は、入所決定を取り消します。

利用者負担額（保育料）の滞納（卒園児を含む。）がある世帯は、入所選考において不利になることがあります。

## ■市外の保育施設を希望する場合

市外の保育施設と市内の保育施設の両方を希望する場合は、申請書を同時に提出することはできません。市外の保育施設の選考結果が判明する時期に、市内の保育施設の選考が終了していることも想定され、市内の希望の保育施設に入所できない可能性が高くなりますので、慎重にご判断ください。

## ■育児休業中に申請の場合

育児休業中の申請者は、入所月翌月の14日までに必ず復職してください。復職の際は、**復職証明書と変更届**を提出してください。**復職証明書は、復職予定証明書として、事前に提出していただくことができます。**また、育児休業中の職場に予定どおりに復職ができない場合、入所の翌月末で退所していただくことがあります。

## ■求職を理由に申請の場合

求職を理由に申請された方が就職した場合、**就労証明書と変更届**を提出してください。認定期間が終了する月の10日までに提出のない場合、退所していただくことがあります。

## 《入所内定後》

入所が内定した場合、保育施設でお子さまの面接があります。また、保育の実施上、医師等の健康診断を受けていただくことがありますので、施設の指示に従ってください。入所前に面接、健康診断を受けられない場合や健康診断の結果、集団生活等が難しいと判断された場合には、内定取消となる場合があります。

入所申請後に申請取下げまたは内定後に内定辞退する場合、必ず**入所申請取下げ・内定辞退届**を提出していただきます。内定後の辞退は、次の選考時に不利になることがあります。

## 《入所できなかった場合》

入所できなかった場合は、入所待機通知書を送付します（初回のみとなります）。当該年度内は入所選考の対象となりますが、希望保育施設を変更する場合や、希望順位の変更をする場合は、必ず**利用希望施設変更届**を提出してください。

申請書類の有効期限は、入所希望日の属する年度内です。当該年度中に入所内定とならず、次年度についても引き続き入所を希望する場合は、改めて申請書類一式を揃えて、再申請が必要です。

## 《入所後について》

入所当初は、お子さまが保育施設に慣れるまで「ならし保育」があり、短い時間でのお預かりとなります。「ならし保育」の期間は個人差がありますので、入所保育施設の指示に従ってください。

入所後、家庭状況が変わる場合（仕事内容変更・住所変更・妊娠出産など）は、事前に**変更届**と必要な書類を提出してください。

入所後、就労時間等により保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、必要に応じて子ども保育課へご相談ください。

施設を退所する場合は、必ず事前に**退所届**を提出してください。また、集団生活に困難が生じた場合、おおむね2か月にわたり無断で休んだ場合、利用できる条件を満たさなくなった場合は退所となることがあります。

翌年度も施設へ継続して入所を希望する場合、年に一度、継続利用児童用調査票および保育要件等の書類を提出していただきます。継続調査に係る書類提出や保育要件等の確認ができない場合、翌年度の入所が認められず年度末で退所となることがあります。

転園の申請をすることはできますが、再度入所選考となります。元の保育施設等に戻ることができない場合があります。現在通っている保育施設については、入所希望月の前月末までの日付で必ず**退所届**を提出していただきます。元の保育施設等に戻ることができない場合がありますので、慎重にご判断ください。

甲府市外に転出し、継続して入所を希望する場合は、最長で翌年度末まで入所することができます。転出手続き後、転出先の市区町村においても、保育所入所の継続手続きが必要となります。

市と入所している保育施設双方において、児童や保育要件等の情報を提供することがあります。また、集団生活をする上で、生活面・行動面で気になることがある場合に、関係機関と連携をとることがあります。

## 《保育料について》

認定こども園に入所が決まった場合は、利用者負担額（保育料）は施設での徴収となります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

保育所に入所が決まった場合の利用者負担額（保育料）は、口座振替によるお支払いをお願いしています。**預金口座振替依頼書**は、子ども保育課及び各保育施設にありますので、ご記入の上、各金融機関に提出してください。なお、口座振替手続きが完了するまでは、納付書でのお支払いとなります。しかし、3歳児クラス以上（教育利用の場合は、満3歳児以上）は、保育料は無償となるため提出は不要です。また、既にきょうだいが入所中で口座登録がある場合も、改めて提出する必要はありません。

祖父母等と同居している場合で、父母の所得が年額41万5千円（月額約8万円の給与収入）を下回っているときは、家計の主宰者を同居の祖父母等として、当該祖父母等の税額で保育料が算定されます。

お子さまが疾病、負傷等で保育施設に一時的に通所できない場合であっても、利用者負担額（保育料）が日割または免除となることはありません。

※上記内容をご確認いただいたうえで、別紙「入所申請にかかる同意書」をご提出ください。

### 【問い合わせ先】

甲府市役所 子ども未来部 子ども保育課  
電話 055-298-4473